

就労継続支援B型事業所に係る評価指標

参考資料 2

(記入にあたって)

事業所が提出してきた事業計画書等をもとに、市町村でチェックをつける／数値を入力する形で評価を行ってください。色付きのセルに入力してください(白色のセルは自動計算されます)。

新規 事業所の新規立ち上げの場合に入力してください(法人の新規/既存は問いません)。

拡充 既存事業所の拡充(定員増)の場合に入力してください。

A. 事業理念、経営方針等		0 点
新規	拡充	<p>A-①事業実施に当たって理念や方針が明確になっており、職員に周知が徹底されている。</p> <p>視点① 事業所としての支援方針や経営方針が明確で職員に共有されている。</p> <p>視点② ターゲットとする障がい種別・特性の軸が明確で職員に共有されており、ターゲットとする利用者とサービス提供内容が合致している。</p>
新規	拡充	
新規	拡充	
新規	拡充	
新規	拡充	<p>A-②経営者・管理者等の責任者が、福祉に係る制度・概念(障害者基本法等の関係法令やノーマライゼーション等)への意識・理解が高い。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長年社会福祉事業に携わったことがある者が、法人役員、施設管理者となっている。 ・福祉制度に関する研修会、シンポジウム、講演会、勉強会等へ複数回参加、若しくは自ら開催している。等
新規	拡充	
新規	拡充	
新規	拡充	
新規	拡充	<p>A-③法人・事業所として、現実的かつ具体的な収支計画書を作成している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所開設から5, 6年後までの中期的見通しをもった計画になっている。 ・具体的な収支を見込んでいる。 ・他の事業所や公認会計士、税理士、コンサル等のアドバイス・確認を受けている。等
新規	拡充	
新規	拡充	
新規	拡充	
新規	拡充	<p>A-④リスクマネジメントに関する規程が整備されており、職員に周知徹底されている。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故対応マニュアル、緊急時対応マニュアル、非常災害時対応マニュアル等が整備され、職員に共有されている。 ・ヒヤリハットの記録がなされている。等
新規	拡充	
新規	拡充	
新規	拡充	
B. サービス提供体制等		0 点
新規	拡充	<p>B-①提供サービス業種に特化した専門職員の配置がなされている/計画されている。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産活動等の質を高めるため、飲食系事業であれば調理師やパティシエ、農業であれば農業経験者などの経験、専門知識を有する者を職員として配置している。 ・受注先拡大や作業単価向上のため、営業経験のある者を職員として配置している。等

新規	拡充	B-②利用者の障がいの特性やニーズ、希望等を踏まえた特徴的な支援がなされている／計画されている。	
		視点① ソフト面 ※下記の例を参照し、達成／計画の程度に応じて0点～2点で評価 (例) ・利用者の声をきき、本人の作業における評価が盛り込まれ、本人の適性やニーズに沿った個別支援計画が立てられている。 ・作業の工程分解をし、多様な障がい特性の利用者が作業に関われる工夫がなされている。 ・利用者の障がいの特性や年齢に応じた作業工程表を作成し、作業を提供している。 ・相談支援専門員等と連携を密にしながら支援目標に向けた取組をしている。 等	
		視点② ハード面 ※下記の例を参照し、達成／計画の程度に応じて0点～2点で評価 (例) ・利用者の障がい特性に応じた治具導入や作業環境の工夫により、効率的に作業できる工夫がなされている。 ・作業に集中できるよう、半個室の空間を提供している。 ・作業場の動線や配置が利用者に分かりやすくなるよう工夫している。 ・多様な障がい者の受入れができるよう、鳥取県福祉のまちづくり条例の整備基準と同等程度のバリアフリー整備がなされている。 等	
新規	拡充	B-③福祉関係の有資格者（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理士、理学療法士、作業療法士等）や、ジョブコーチ養成研修修了者、ピアサポーター養成研修修了者等、より専門的で当事者に寄り添った支援ができる者の配置（全職員のうち30%以上）がなされている／計画されている。	
新規	拡充	B-④事業内容が、近隣の就労継続支援事業所にはない独自性の高いものとなっている。 ※下記の例を参照し、達成／計画の程度に応じて0点～2点で評価 (例) ・提供サービス業種が、近隣事業所には見られない業種となっている。 ・受注する作業内容が、近隣の同一業種で受注する事業所とは異なっている。 等	
新規		B-⑤B型事業所、その他障がい福祉分野で3年以上の勤務を経験した者が配置される予定である。	
	拡充	B-⑥3年以上勤務している職員が複数名（全職員のうち30%以上）配置されている。 ※上記に該当し、かつ離職率（事業計画書作成時点から遡って1年前の従業員数に対する、1年間の離職者の割合。同一法人内の異動は除く）が10%未満である場合は2点。	
	拡充	B-⑦障がいの程度の重い利用者（障害支援区分4以上の者、強度行動障がい者、医療的ケアを要する者、障害基礎年金1級の者等）を受け入れている。	

		C. 支援力の向上等	0 点
新規	拡充	C-①事業所内部での定期的な勉強会・研修等の実施に係る計画を策定している。（拡充の場合は、計画に基づいた勉強会等の実績がある。）	
新規	拡充	C-②職員の専門的な資格取得やカリキュラム受講のための研修等の参加・実施に係る計画を策定している。（拡充の場合は、計画に基づいた研修等の実績がある。）	

D. 工賃向上・一般就労に向けた支援の取組等		0 点
新規	拡充	D-①目標工賃達成指導員を配置している／する予定である。
新規	拡充	D-②工賃向上のための取組として、生産活動の検討や受注、販路確保等が計画的に実施／具体的に計画されている。 (例) ・自主事業等にあたって、販売計画や損益分岐の検討が十分に行われており、利用者の工賃向上に向けた目標設定がなされている。 ・作業受託にあたって、利用者の障がい特性にあわせた仕事の選別や、作業の工程分解をすることで、多くの利用者が作業に参加できる工夫が行われている。等
	拡充	D-③一般就労に向けた支援の取組が実施されている。 (例) ・企業での職場実習が積極的に実施されている。 ・就労移行に向けた障害者就業・生活支援センターやハローワークとの連携調整を事業所が主体的に行っている。 ・利用者を、就労移行支援サービスの利用につなげるなど、一般就労移行に向けた取組を行っている。等

E. 地域との連携等		0 点
新規	拡充	E-①地元企業と連携した生産活動、商品開発、販売活動等を行っている／予定している。 (例) ・単に地元企業の軽作業を受託するといった関わり方ではなく、密な連携をとりながらの商品開発・販売活動 等
新規	拡充	E-②地域の関係団体と連携した活動を行っている／予定している。 (例) ・自治会に加入している。 ・地域のイベントへの参加等、地域の課題解決（販わいづくり、農業の担い手確保等）に資する活動を行っている。 ・特別支援学校と連携した活動を行っている。 ・地域の小学校等との交流の機会を設けている。等
	拡充	E-③地域の自立支援協議会（専門部会含む）に継続的に参画し、ネットワークづくりや情報共有に取り組んでいる。

F. 利用状況		0 点
拡充	F-①定員に対する登録者数の割合（定員充足率） ※今年度4月1日末時点。100%以上の場合は1点。	%
拡充	F-②定員に対する平均利用者数の割合（平均利用率） ※直近1年間の延べ利用者数÷開所日÷定員。90%以上150%以下の場合は1点。	%
拡充	F-③前年度に対する利用者数の延べ人数の増加数 ※直近1年間の延べ利用者数／月－前年同期の延べ利用者数／月。プラスの場合は1点。	人
拡充	F-④一般就労に移行した利用者の有無 ※直近3年間で一般就労に移行（A型事業所への移行を含む）し、6か月以上就労継続している利用者が1名以上ある場合 1点	

G. 工賃状況		0	点
<p>拡充</p> <p>G-①前年度に対する利用者一人当たりの平均工賃額の増減 ※下記の視点から、0～2点で評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「直近年度における利用者一人当たりの平均工賃月額」－ 「その前年度における利用者一人当たりの平均工賃月額」で算出し、プラスの場合 1点 ・「直近年度における利用者一人当たりの平均工賃月額」が、当該年度における県全体の平均工賃月額を上回っている場合 1点 		円	

H. その他		0	点
<p>拡充</p> <p>H-①直近3年間に指導監査で文書指摘を受けている。</p>			
<p>拡充</p> <p>H-②虐待防止委員会、身体拘束等適正化委員会が未設置である。</p>			
<p>拡充</p> <p>H-③直近3年間に虐待事案、身体拘束事案が発生している。</p>			
<p>拡充</p> <p>H-④直近3年間に自立支援給付費により工賃の補填を行っている（新型コロナウイルス感染症、災害等による影響が認められる年度を除く）。</p>			
<p>拡充</p> <p>H-⑤平均工賃月額が3,000円を下回っている。</p>			

合計	新規	0	/ 20点	拡充	0	/ 30点
----	----	---	-------	----	---	-------

<p><評価の基準></p> <p>原則として、下記基準を満たす場合に、一定の質が担保されていると判断。 ※ただし、下記基準を一部満たさない（満たす）場合であっても、地域の実情、個別の状況等を踏まえた判断をすることは可能。必ずしも本指標の基準のみにとらわれず、事業計画や利用者へのサービス提供体制等の内容を踏まえ総合的に判断を行うこと。 （例えば、項目B-③の「福祉関係有資格者等の配置割合（全職員の30%以上）」について、飲食店という業種形態のため他の事業所よりもホールやキッチンのスタッフを多く配置する必要があるため、それが故に基準を一部満たさない場合には当該個別の事情を踏まえた判断を行う等）</p>	
<p>(新規)</p> <p><input type="checkbox"/> Aが5点</p> <p><input type="checkbox"/> B～Eが各1点以上</p> <p><input type="checkbox"/> 合計点が11点以上</p>	<p>(拡充)</p> <p><input type="checkbox"/> Aが5点</p> <p><input type="checkbox"/> B～Eが各1点以上</p> <p><input type="checkbox"/> Hが0点</p> <p><input type="checkbox"/> 合計点が16点以上</p>